

令和元年度

定期監査結果

柳川市監査委員

目 次

- 1 令和元年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
 - ・会計課
 - ・選挙管理委員会
 - ・公平委員会
 - ・固定資産評価審査委員会

- 2 令和元年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
 - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
 - ・大和庁舎(市民サービス課)
 - ・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 令和元年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
 - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
 - ・水道課

- 4 令和元年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 38
 - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
 - ・小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

- 5 令和元年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 58
 - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 令和元年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 71
 - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
 - ・農業委員会

- 7 令和元年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 84
 - ・議会事務局
 - ・消防本部
 - ・教育部(生涯学習課)
 - ・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和元年11月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

令和元年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和元年10月1日から令和元年10月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年8月31日まで(平成31年度分)

平成30年9月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令において旅行命令権者でない者により命令されているものがある。

(契約事務)

イ 契約に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用しているものがある。

【注意事項】

ア 伺兼依頼書に、下記のものがある。

- ・ 検査年月日より納品書の納品日が後になっている。
- ・ 伺兼依頼書に記載された名称と納品書の名称が相違している。
- ・ 購入したものと相違する納品書が添付されている。

イ 公用車運転日誌に、使用時間の記入のないものや鉛筆で記入されたものがある。

(総務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 情報公開等の手数料について、保管している現金と現金領収書の合計額が相違している。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 下記補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定されている補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。また、(2)については実績報告書が提出されていない分会がある。

(1)柳川市交通安全推進協議会

(2)柳川市交通安全協会分会

ウ 柳川市地区等運営補助金について、下記のものがある。

- ・実績報告書とその添付書類で、事業期間が相違している。
- ・補助金額の算定に係る基準日現在の行政区長数について、基準日不在の区長を含めている地区がある。

(契約事務)

ア カラー印刷機賃貸借契約について、財務規則第 4 条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

イ 柳川市防災無線（MCA無線）保守点検業務について、見積書の日付は令和元年 7 月 8 日となっているが、契約締結の起案日は同月 5 日、その起案書に添付されている見積状況調書の見積徴取年月日は同年 6 月 17 日となっており、日付に整合性がない。

ウ 行政区掲示板に係る物品売買契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

(財産管理)

ア 郵便切手使用簿について、使用簿の残数と保有している切手の合計額が相違している。

(その他)

ア 予備費充用申請書について、総務部長の押印のないものがある。

【注意事項】

- ア 徴取された見積書に日付の記入がない。

- イ 起案文書について、下記のものがある。
 - ・ 決裁日や施行日の記入がない。
 - ・ 公印使用欄の取扱責任者の押印や押印者の押印がない。

- ウ 旅行命令書について、下記のものがある。
 - ・ 復命欄にチェックがない。(前年度注意事項)
 - ・ 旅費欄に鉛筆で記入されている。

- エ 公用車運転日誌について、下記のものがある。
 - ・ 使用時間の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 削除された行に課長の押印がある。
 - ・ 課長印の押印のないページがある。

- オ 郵便切手使用簿について、購入及び払出の記入漏れがある。

- カ 行政区掲示板購入について、見積入札の起案と伺兼依頼書とで業者選定理由が相違している。

(企画課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・広報やながわ 10 月 1 日広告料（平成 3 0 年度分）
 - ・広報やながわ 9 月 1 日広告料（平成 3 1 年度分）

(支出事務)

- ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行している。

(契約事務)

- ア 予定価格が 3 万円を超える物品の購入について、契約締結伺書が作成されていない。

【注意事項】

- ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。また、未使用分に出納印が押印されている。(前年度注意事項)

- イ 徴取された見積書に、日付の記入のないものがある。

- ウ 契約に係る起案文書に下記のものがある。
- ・随意契約の根拠規定の適用号数に誤りがある。
 - ・契約期間を誤って記載している。

- エ 見積状況調書に、提出された見積書と相違する金額が記入されている。

- オ 見積書のコピーに日付を記入し、契約締結の起案文書に添付しているものがある。

(財政課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川市ふるさと納税掲載等に係る業務委託契約書について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。

また、契約事務規則第 25 条に規定された期間内に契約書が作成されていない。

イ 西鉄大牟田線徳益駅土地一時賃貸借契約について、翌年度予算の議決前に、予算の裏付けがないにもかかわらず契約締結伺書が起案、決裁されている。

ウ 予定価格が 10 万円を超える下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とし、1 者見積により契約締結しているが、起案文書に業者選定理由の記載がない。

- ・総務課設置コピー機カウンター契約
- ・企画課設置複合機カウンター契約

エ 柳川庁舎北側駐車場交通誘導警備業務契約書について、警備請負料金内訳の一部が見積書と相違している。

【注意事項】

ア 柳川市役所柳川・大和・三橋庁舎警備業務委託契約に係る入札保証金について、起案文書において「契約事務規則第 8 条の規定に該当するものは免除する。」としているが、適用号数まで記載されたい。

イ ガス焚吸収冷暖房機保守業務委託契約に係る見積状況調書に、予定価格を誤記している。

ウ 柳川市ふるさと納税包括支援業務委託に係る見積状況調書に、見積決定者名を誤記している。

エ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・決裁日の記入がない。
- ・決定金額の記入がない。

オ 起案文書に下記のものがある。

- ・起案日や決裁日の記入がない。
- ・文書分類名を誤っている。

カ 現金領収書に年度や連続番号の記入のないものがある。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 期日前投票所のための茶葉の購入に係り作成された伺兼依頼書及び食糧費支出伺書について、事務決裁規程第 10 条に規定されたものによる決裁を受けていない。
- イ 平成 30 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。

(契約事務)

- ア 下記の契約書について、「柳川市契約事務規則第 29 条第 9 号により契約保証金を免除する」としているが根拠としている規定に合致していない。
- ・福岡県知事・県議会議員一般選挙ポスター掲示板
 - ・参議院議員通常選挙ポスター掲示板
 - ・柳川市議会議員一般選挙ポスター掲示板
- イ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、その取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- ・柳川地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
 - ・大和地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
 - ・三橋地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
 - ・柳川地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）
 - ・大和地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）
 - ・三橋地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）
- ウ 下記の契約書について、収入印紙の貼付がない。
- ・選挙公報等袋詰業務委託契約書（参議院議員通常選挙）
 - ・投票用紙計数機及び自書式投票用紙読取分類機点検業務契約書
- エ 下記の契約書について、条文に誤りがある。
- ・選挙公報等袋詰業務（参議院議員通常選挙）
 - ・選挙公報等袋詰業務（福岡県知事・県議会議員選挙）
- オ 県議会議員選挙の広報誌輸送業務に係り徴取した見積書に、見積者の押印がない。
- カ 投票用紙計数機等点検業務委託について、契約変更することなく履行期限を延長している。

【注意事項】

ア 選挙用印刷物ラミネート加工契約に係り作成された見積状況調書について、予定価格欄と見積書比較価格欄に金額が誤記されている。また、決定理由欄の決定相手が誤記されている。

イ 物品購入に係る見積書について下記のものがある。

- ・徴取した見積書に日付の記入がない。
- ・FAXにより受信し原本を徴取していない。

ウ 伺兼依頼書及び契約締結伺書について下記のものがある。

- ・配当残額の記入がない。
- ・決裁日の記入がない。
- ・契約締結伺書の起案日及び決裁日が見積書の日付より早い。

エ 柳川市議会議員一般選挙選挙公報作成及び発送業務委託は、契約保証金について契約書第4条で「柳川市契約事務規則第29条の規定により免除する。」としているが、契約保証金を免除するときは、適用号数まで記載されたい。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、柳川市随意契約ガイドラインを基本に、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和元年12月27日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田一美

令和元年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

令和元年11月1日から令和元年11月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで(平成31年度分)

平成30年10月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 固定資産評価見直し業務委託に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 共通納税ASPサービス導入業務委託契約について、契約締結時には契約保証金を免除することが記載されているが、契約書には契約保証金の免除について記載がない。

イ 下記の契約について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

- ・ 国税連携住民税年金特徴電子申告ASPサービス提供業務
- ・ 国税連携システムソフトウェア保守業務

(その他)

ア 固定資産評価見直し業務に係る福岡県知事及び国土地理院への文書について、市長印ではなく、公印規則において「市民部税務課の所管に属する納税、資産、所得その他諸証明」と使用区分が規定されている税務課専用市長印を使用している。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用終了時刻の記入がないものがある。(前年度注意事項)

イ 旅行命令書について、用件欄に旅行先が記載されているものがある。用件欄には旅行の内容や目的等を記載されたい。

ウ 物品購入や印刷製本に係る事務について、下記のものがある。

- ・ 納品日より前に納品確認及び納入確認されている。
- ・ 徴取した納品書や見積書に日付の記入がない。(前年度注意事項)

エ 固定資産評価見直し業務委託契約に係り業者から提出された暴力団等排除の誓約書は、書面中「裏面」の記載があるものの裏面には何も記載がない。

オ 契約締結伺について、施行日の記入がないものがある。

(市民課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 中長期在留者住居地届出等事務委託費に係る調定決議書について、財務規則に規定されている調定の時期に起票されていない。

(契約事務)

ア 市民カード購入変更契約について、下記のものがある。

- (1) 契約は令和元年 9 月 30 日付となっているが、契約に係る起案は起案日が同年 10 月 4 日、決裁及び施行日は 10 月 7 日となっており、日付に整合性がない。
- (2) 当初の物品売買契約書では契約の相手方を「納入者」としているものの、変更契約書では「受注者」としている。
- (3) 当初契約の見積書に加筆訂正し、注文書としている。

イ 物品購入や委託契約にあたり徴取している見積書が F A X されたもののみで、原本を徴取していないものがある。

ウ デジタルカラー複合機の長期契約締結について、総務部長の押印がない。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、復命欄にチェックのないものがある。

イ 物品購入に係る事務について、下記のものがある。

- ・見積書の日付が伺兼依頼書の起案日より前となっている。
- ・見積書に日付が記入されていない。
- ・伺兼依頼書の起案日や決裁日の修正に砂消しゴムを使用している。

ウ 起案文書について、下記のものがある。

- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・見積依頼の起案と契約締結の起案で文書の分類名が異なっている。

エ 改ざん防止用紙印刷製本請負契約に係る見積状況調書について、見積金額には消費税及び地方消費税を含まないと表記されているが、税込みで書かれている。

また、仕様書に記載されている納入期限が誤っている。

オ 無料法律相談業務委託について、見積状況調書の予定価格が予定価格調書の予定価格と相違している。

(生活環境課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア スズメバチの巣駆除業務委託について、予定価格表が封緘されていない。

【注意事項】

ア EM活性液配送業務の公用車購入について契約単価が 80 万円を超えているが、「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱」における 3 万円を超え 80 万円以下の物品を購入する際に作成する様式第 4 号（第 7 条関係）が決裁されている。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 橋本不燃物処理場搬入手数料の徴収事務委託について、告示がされていない。
- イ 資源性廃棄物売払収入 1 月分に係り起票された調定決議書について、会計管理者に通知されていない。

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

- ア 下記の契約について、財務規則第 4 条に規定されている総務部長との合議が行われていない。
 - ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約
 - ・廃プラスチック処分業務
- イ 下記の契約に係る契約締結伺について、決裁区分を誤っている。
 - ・令和元年度後期分高反応性消石灰購入契約
 - ・廃プラスチック処分業務
- ウ 下記の契約について、予定価格表を未開封のまま契約締結の起案をし決裁している。
(前年度指摘事項)
 - ・柳川市クリーンセンター 2 号炉ガス冷コンベア・1 号炉 AH 下ロータリーバルブベアリング交換
- エ 各種契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。
- オ 下記の契約書について、条文中に誤りがある。
 - ・廃プラスチック再資源化業務委託契約書
 - ・消防用設備保守点検業務委託契約書
- カ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
 - ・平成 31 年度清掃工場夜間運転管理業務
 - ・塩化水素濃度計年次点検整備業務

キ 下記の購入伺について、予定価格が 80 万円を超えるにもかかわらず、起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。

- ・ガス冷噴霧器ノズル配管部品
- ・主灰バンカー部分更新に伴う製作品、ドライベアリング

(財産管理)

ア 前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。

【注意事項】

ア 草・樹木の処分業務契約について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

イ 契約締結に係る起案文書に下記のものがある。

- ・契約相手を誤記している。
- ・工期を誤記している。
- ・公印取扱責任者や押印者の押印がない。
- ・決裁日や施行日の記入がない。

ウ 見積状況調書に下記のものがある。

- ・見積決定者名を誤記している。
- ・見積徴取年月日を誤記している。
- ・見積金額を誤記している。
- ・見積辞退者を記載していない。

エ 伺兼依頼書や契約締結伺について、下記のものがある。

- ・契約締結伺書の起案日が見積書の日付より前になっている。
- ・決裁日の記入がない。
- ・予定価格が配当残額を超えている。

オ 物品購入や委託契約に係り徴取した見積書に下記のものがある。

- ・日付の記入がない。
- ・修正液や砂消しゴムにより訂正されている。

カ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 伺兼依頼書に、下記のものがある。

- ・納品確認日より納品書の納品日が後になっている。
- ・品質規格欄に、実際購入された物品と相違する容量で記載されている。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の行政財産使用料について、納入通知書の納入期限が誤っている。
- ・柳川市母子寡婦福祉会（自販機設置 面積に係る使用）
 - ・柳川市母子寡婦福祉会（自販機設置 光熱費に係る使用）
 - ・福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支部事務室及び倉庫部分に係る管理費
 - ・西日本電信電話(株)（電話柱）

イ 平成 31 年 3 月 28 日付けで起票された印鑑証明手数料に係る調定決議書が、会計管理者に通知されていない。

(契約事務)

ア 複合機賃貸借契約について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。

イ 契約締結伺書の検査員に係る決裁欄に決裁権者の押印のないものがある。

(財産管理)

ア 前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。

イ 公衆電話室に係る行政財産使用について、規定された期間を超えて許可している。

【注意事項】

ア 見積状況調書に、見積金額を誤記しているものがある。

イ 物品購入に係り徴取された見積書に、日付の記入のないものがある。

ウ 伺兼依頼書に決裁日の記入のないものがある。

エ 起案文書に、公印押印者の押印のないものがある。

オ 公用車運転日誌について、使用時間の記入のないものがある。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年1月31日

柳川市監査委員 中村秀樹
柳川市監査委員 三小田一美

令和元年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)、水道課

3 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和元年12月26日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年10月31日まで(平成31年度分)

平成30年11月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 建設用原材料納入確認調書の検査員名について、記名及び押印が誤っているものがある。

(契約事務)

ア 原材料購入のため起案された契約締結伺書について、検査員任命に係る決裁がされていないものがある。

イ 市営蒲池立石団地消火器購入契約書について、支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。

ウ 分筆測量業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく、契約保証金を免除している。

エ 公表が必要な随意契約による建設工事について公表されていない。

オ 機械借上に係る契約について、施行令第167条の2第1項及び第5号の規定により随意契約しているが、起案文書に業者選定の理由の記載のないものがある。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・課長の押印がない。
- ・使用時間の記入がない。(前年度注意事項)

イ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・決裁日を誤っている。
- ・決裁日の記入がない。
- ・検査欄に決裁者の押印がない。

ウ 起案文書に下記のものがある。

- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印押印者の押印がない。
- ・決裁日や施行日の記入がない。

エ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。

オ 徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

カ 登記事務等業務委託に係り徴取した見積書に、見積者の押印がないものがある。

キ 分筆測量業務委託契約書に契約保証金を免除する旨の記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定となる条文及びその適用号数まで記載されたい。

(都市計画課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 令和元年8月7日に起票されている平成31年度屋外広告物新規許可第11号の調定決議書について会計管理者の押印がない。
- イ 下記の屋外広告物に関する許可について、許可書は当該起案文書の起案日、決裁日、施行日より前の日付で交付され、手数料に係る調定決議書も許可書の日付で起票されている。
- ・平成30年度 更新許可第61号
 - ・平成30年度 更新許可第62号

(支出事務)

- ア 人事秘書課より支払われた2日分の研修旅費について、都市計画課から1日分が重複払いされている。
- イ 令和元年5月9日に行われた夜間景観ワークショップの食糧費に、消耗品である紙カップの代金が含まれている。

(契約事務)

- ア 水辺の散歩道(一新町～本町工区)植栽植替業務委託について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。
- イ 下記の契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
- ・物品売買契約書(都市計画課所管施設管理用乗用草刈機購入)
 - ・ 同上 (乗用草刈機用スノーパー購入)
 - ・蒲池水辺公園樹木剪定業務委託契約書
- ウ 下記の委託契約は契約金額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・「地域の活性化に資する夜間景観の形成に関する研究」の受託研究
 - ・沖端水天宮周辺整備における夜間景観基本計画及び整備活用計画策定業務
 - ・柳川市景観計画改定案策定業務
- エ 業務委託について、見積依頼書及び見積書に消費税に関する記載のないものがある。

オ 下記の契約について、契約書に添付された仕様書の業務委託料内訳書は設計書の業務委託料内訳書と同じもので、単価、金額が記載されている。

- ・水辺の散歩道（一新町～本町工区）植栽植替業務委託
- ・芝原水辺公園太鼓橋撤去工事

カ 公園等環境保全業務委託契約について、契約書の契約日が契約締結に係る起案文書の施行日と相違している。

(財産管理)

ア 公園利用（占用）許可書について、申請書に記載された公園名と異なる公園名で許可しているものがある。

【注意事項】

ア 起案文書等について下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・起案日や決裁日を誤っている。
- ・公印使用欄に取扱責任者の押印がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。

イ 現金領収書について、表紙に使用期間及び取扱課の記入がない。また、下記のものがある。

- ・年度及び番号の記入がない。（前年度注意事項）
- ・番号が重複している。

ウ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。（前年度注意事項）

エ 公用車（施設管理用軽ダンプ）購入に係る入札（見積）状況調書について、3位と4位の順位が逆になっている。

オ 柳城児童公園テーブルベンチ修繕に係る着工届について、着工日及び受注者の住所が誤っている。

【要望・意見】

所管する施設等の使用料については、当該施設に係る条例の規定により料金徴収を行うこととされているが、営利・非営利にかかわらず企業等の使用申請についても減免しているものが見受けられる。使用料の減免については、申請者や申請団体の性質等の他、申請書に記載された内容を十分精査し判断することが求められる。

公園等は市民のために公費を投じて造られた施設であり、市民に広く利活用されるべきものであるが、その使用の対価である料金の徴収については、条例規則に基づくことはもちろんのこと、現状を再点検し見直しを行うなど適正な措置を講じられたい。

(国土調査課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 下記の契約について、予定価格調書を予定価格表に封緘していない。
- ・ 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借業務
 - ・ 金納地内一筆面積計算書作成業務委託
- イ 高島・蒲生地内国土（地籍）調査業務委託に係る境界標の購入伺いについて、予定価格が 80 万円を超えているため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定に則り、契約担当課との合議を経て決裁を受けられたい。

【注意事項】

- ア 契約に係る起案文書に、随意契約の根拠規定の適用号数を誤っているものがある。

(下水道課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印がなく、また旅費（車賃）が支給されていない。

(契約事務)

ア コピー機のパフォーマンス契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結に当たっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に契約解除条項を付記されたい。

イ 柳川浄化センター水処理及び汚泥脱水用薬品である下記の単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。

また、起案文書に、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

- ・高分子凝集剤
- ・ポリ硫酸第二鉄
- ・ポリ塩化アルミニウム

ウ 1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がないものがある。

エ 公表が必要な随意契約による建設工事について公表していない。

【注意事項】

ア 物品購入及び賃貸借契約に係る見積書について下記のものがある。

- ・FAXにより受信し原本を徴取していない。
- ・日付の記入がない。

イ 柳川浄化センター汚泥ポンプ室電動チェーンブロック修繕に係る見積徴取の際、見積書の提出依頼日を誤記している。

≪水道課≫

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。

- ・平成 31 年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- ・矢加部配水場、磯鳥水源地等運転管理業務委託契約
- ・複合機に係るパフォーマンス契約
- ・複合機賃貸借契約

イ 複合機に係るパフォーマンス契約について、長期継続契約を締結しているが、契約書に、翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結にあたっては、翌年度以降の予算が確保できていないため、契約書に契約解除条項を付記されたい。

ウ 給水装置の漏水調査に関する業務委託契約書について、契約金額が記載された委託料単価表が綴られていない。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に、使用時間の記入のないものがある。

イ 起案文書について、下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印押印者の押印がない。

ウ 見積書に日付の記入のないものがある。

エ 旅行命令書に旅費を誤記しているものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

令和元年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

令和2年1月6日から令和2年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年11月30日まで(平成31年度分)

平成30年12月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 下記の支出負担行為書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・令和元年5月7日起票 昭代中学校浄化槽修理 他6件

(契約事務)

- ア 平成31年度寄生虫卵検査契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

- イ 令和元年度柳川市標準学力調査委託契約書について、契約相手名を誤っている。

- ウ 柳川市立中学校の教育用コンピュータシステムリース賃貸借契約について、長期継続契約を締結しているが、契約書に、翌年度以降の予算の減額又は削減による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結にあたっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に予算が減額又は削減された場合の契約解除条項を付記されたい。

- エ 平成31年度学力分析調査委託契約について、部長決裁により単価契約が締結されているが、この契約に基づき支出された委託料は、監査日現在、既に部長の専決範囲を超えている。

また、200万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- オ 契約金額が10万円を超える下記の契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

- ・印刷機賃貸借契約（皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原小学校）
- ・印刷機賃貸借契約（大和中学校）
- ・パフォーマンス契約（教育委員会）

- カ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。

- ・パフォーマンスチャージ契約（適応指導教室ありあけ）
- ・パフォーマンスチャージ契約（柳河・矢留・昭代第一・昭代第二小学校
柳城・柳南・大和・三橋中学校）

- キ 柳川市立学校給食単独調理校調理員及び栄養士の腸内細菌検査業務委託について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

ク 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・令和元年度心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用契約
- ・令和元年度教職員等ストレスチェックに関する面接指導業務委託契約
- ・令和元年度標準学力調査

ケ 外国語指導助手派遣業務委託変更契約及び労働者派遣個別契約書の締結について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

コ 下記の契約に係る契約保証金について、起案文書に記載せず、契約保証金の取り扱いについて決裁を受けないまま、契約保証金を免除している。

- ・平成 31 年度学校使用物品（トイレトペーパー）
- ・平成 31 年度小学校知能検査単価契約
- ・令和元年度心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用契約
- ・令和元年度英検 I B A 単価契約
- ・令和元年度標準学力調査
- ・令和元年度小・中学校児童生徒机椅子購入契約
- ・印刷機賃貸借契約（皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原小学校）
- ・印刷機賃貸借契約（大和中学校）

サ 就学援助システムクラウドサービス利用契約について、設定権者による予定価格の設定が行われていない。

シ 平成 31 年度柳川市立小中学校塵芥等運搬業務委託契約について、契約書中、市を「発注者」としているにもかかわらず、第 5 条第 1 項では「甲」としている。

【注意事項】

ア 下記の契約について、契約期間は単年度になっているものの契約解除条項が付記されているため、契約解除条項は削除されたい。

- ・複写機賃貸借契約（大和中学校）
- ・複写機賃貸借契約（城内・東宮永・両開小学校）

イ 平成 31 年度柳川市立小中学校教職員健康診断委託契約について、契約書第 2 条に規定する別紙の添付がない。

ウ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。
(前年度注意事項)

エ 令和元年度有明・大和・中島・皿垣小学校昇降機保守点検業務委託について、契約締結に係る起案文書に記載された契約金額が誤っている。

オ 三橋中学校ダグアウト新設工事に伴う設計監理業務委託に係る予定価格調書に日付の記入がない。

カ 徴取した見積書に下記のものがある。

- ・日付の記入がない。
- ・押印がない。

キ 見積状況調書に下記のものがある。

- ・予定価格・見積書比較価格を誤記している。
- ・見積徴取執行者を誤記している。
- ・契約金額・見積金額を誤記している。

ク 物品購入事務に下記のものがある。

- ・伺兼依頼書と契約締結伺書で支出科目が相違している。
- ・予定単価が契約単価と異なっている。
- ・配当残額や利用用途の記入がない。
- ・起案日や決裁日の記入もれや記入誤り。
- ・納入確認日の記入がない。

ケ 起案文書に下記のものがある。

- ・起案日や決裁日、施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。

コ 公用車運転日誌に、使用時間の記入のないものがある。

【要望・意見】

校舎等の修繕については、同一業者により同じ学校の同一箇所もしくは同類箇所を同時期に施工しているケースが多々見られる。

その箇所ごとの契約金額が、施行令第167条の2第1項第1号、契約事務規則第21条に規定されている額内であることから随意契約とされているが、施工時期、施工場所、相手方を勘案すると、一括して入札に付すことが適切であると思慮される。

本来地方公共団体の契約事務については、公益性、公平・公共性の観点から入札を行うことが原則である。それに対して随意契約は、手続きが簡素であり経費の面でも負担が少なく、適切な運用をすれば効率的な契約であるといえるが、運用を誤ると契約相手の固定化等により公正な取引からかけ離れたものとなり、受注者との癒着の原因となるなど弊害を招く恐れもある。

そのようなことから、今後の契約事務処理にあたっては、対象施設の現状を充分調査することはもちろんのこと、適切な方法で入札に付することが求められる。なお、随意契約の場合においても、法をはじめ契約事務規則等に基づき、適正な契約を行うことで公共事業の透明性を高めるとともに、公平で公正な契約事務に取り組まれない。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、1者による随意契約であるが、修理・点検結果報告書は契約相手と異なる業者が作成している。

- ・真空冷却機修理及び調理機器保守点検業務委託契約
- ・空調設備保守点検業務委託契約

イ 下記の契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。

また、長期継続契約にあたり、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・警備業務委託契約
- ・自家用電気工作物保安管理業務委託契約

ウ 下記の契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・排水処理施設維持管理業務委託契約
- ・空調設備保守点検業務委託契約
- ・排水処理施設膜ユニット維持管理業務委託契約

【注意事項】

ア 物品購入にあたり徴取された見積書の日付が、伺兼依頼書の決裁日より早いものがある。

イ 完成検査調書の起案日が、検査年月日より早いものがある。

ウ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令書に、命令印の押印がないものがある。

(契約事務)

ア 下記の契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

また、①については長期継続契約にあたり、財務規則第4条に規定する総務部長との合議も行われていない。

- ① 自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- ② 排水処理膜維持管理業務委託契約

イ 厨房機器保守点検契約書について、施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

ウ 下記の契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・排水処理施設維持管理業務委託契約
- ・厨房機器保守点検契約
- ・空調設備保守点検業務委託契約
- ・排水処理施設膜ユニット維持管理業務委託契約

エ 学校給食配送業務契約について、単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

【注意事項】

ア 契約にあたり徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 消費税率改正に伴うマット及びモップ賃貸借契約の変更契約が、契約書（案）として契約締結している。

イ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

また契約書において、契約事務規則第 29 条第 1 項第 7 号により契約保証金を免除としているが、根拠規定の適用号数が合致していない。

- ・食器洗浄機ポンプ交換修理（契約金額 1,080,000 円）
- ・食器洗浄機等修理（契約金額 1,296,000 円）

ウ ボイラ点検管理委託契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

【注意事項】

ア 契約事務について、見積書と契約書の内容に整合性のないものがある。

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令について、旅行命令権者でない者により命令されているものがある。

(契約事務)

ア 平成30年度に実施された中山人権学習会活動の材料代は予定価格が3万円を超えているが、伺兼依頼書のみで契約締結伺書の作成がなく、見積依頼の有無を「有」としていながら見積書を徴取していない。

また、同材料と令和元年度実施の橋本親子ふれあい活動材料は消耗品費より支出されているが、食糧費から支出すべき飲料代が含まれている。

【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・ 施行日の記入がない。
- ・ 公印使用欄に取扱責任者の押印がない。

イ 物品購入事務に下記のものがある。

- ・ 見積書の日付が、契約締結伺書の決裁後になっている。
- ・ 納品期限を誤っている。
- ・ 見積依頼方法の記入がない。
- ・ 1者見積であるが、その理由の記入がない。
- ・ 見積書がコピーやFAXにより受信しているもので、原本を徴取していない。
- ・ 徴取された見積書に日付の記入がない。

ウ 平成30年度の橋本人権学習会バス借上げについて、業者が新社名で見積書を提出しているにもかかわらず旧社名で見積状況調書を作成し、令和元年度も旧社名のまま見積依頼の起案をしている。

また、平成30年度のバス借上げに係る見積状況調書について、見積書比較価格の額を誤っている。

エ 柳川市人権・同和教育研究協議会会計に下記のものがある。

- ・ 支出伺いが決裁されていない。
- ・ 支出伺いに添付された領収書の日付が振込日より前となっている。

(図書館)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア DVD44 巻購入に係る契約は平成 31 年 2 月 8 日に締結されているが、支出負担行為書の起票日は同月 15 日となっており起票が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。(前年度指摘事項)
- イ 消耗品費より支出された施設管理用消耗品に、燃料費から支出すべき混合燃料が含まれている。

(契約事務)

- ア 市内 5 箇所の図書館に係る平成 31 年度機械警備業務契約書において、別紙 1「警備計画、警備対象物件及び細則」に設けられた警備担当時間の記載箇所が、雲龍図書館を除く 4 箇所の図書館について空欄のままとされている。
- イ 複合機賃貸借契約(柳川市立図書館、柳川市立三橋図書館)について、契約保証金を免除しているが、契約書において契約事務規則第 29 条の適用号数を誤っている。
また、空調設備保守点検業務契約については、契約保証金を免除しているものの、起案文書では契約事務規則の適用条文を誤っており、また契約書には契約保証金についての記載がない。
- ウ 平成 31 年度消防設備保守点検業務について、予定価格の設定日が見積依頼の起案文書の起案日、決裁日より前になっている。

【注意事項】

- ア 旅行命令書の復命欄に記載のないものがある。
- イ 物品購入事務に下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書や契約締結伺書に決裁日の記入がない。
 - ・ 1 者見積であるが、その理由の記入がない。
 - ・ 契約締結伺書の契約日欄に日付の記入がない。
 - ・ 徴取された見積書に日付の記入がない。
- ウ 起案文書に下記のものがある。
- ・ 決裁日や施行日の記入がない。
 - ・ 公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
 - ・ 公印使用欄に取扱責任者や押印者の押印がない。
 - ・ 平成 31 年 3 月中に決裁・施行されたものに、同年 4 月に異動してきた職員の押印がされている。

- エ 現金領収書について、下記のものがある。
- ・連続すべき番号に開きがある。
 - ・年度を誤っている。
- オ 契約に係り徴取された見積書に、日付の記入がないものがある。
- カ 下記の契約に係る見積状況調書について、予定価格と見積書比較価格を逆に記載している。
- ・複合機賃貸借（柳川市立図書館、柳川市立三橋図書館）
 - ・消防設備不備箇所改修（P型1級受信機の更新）
- キ 令和元年度定期報告業務契約について、予定価格調書の予定価格欄の消費税率が80%になっている。
- ク 行政財産使用許可決議書において、行政財産使用許可申請書の提出日を誤記している。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう措置されたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれたい。

令和元年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

令和2年1月6日から令和2年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における学校の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また学校の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年11月30日まで(平成31年度分)

平成30年12月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調

査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習に伴う貸切バス借上げに係る見積書に、日付の記入がなく、見積依頼書と異なる内容で見積られているものがある。

(城内小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 物品購入に係る伺兼依頼書について、決裁印の押印がないものがある。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る見積状況調書について、見積徴取年月日が、提出された見積書の日付より前になっている。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 予定価格が3万円を超えている物品購入について、伺兼依頼書の見積書依頼の有無欄は「有」としているが、見積書を徴取していないものがある。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 予定価格が3万円を超えている物品購入について、伺兼依頼書の見積書依頼の有無欄は「有」としているが、見積書を徴取していないものがある。

イ 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る事務について、下記のものがある。

- ・見積状況調書に落札者の記入がない。
- ・徴取された見積書に押印がない。

(皿垣小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、下記のものがある。
- ・ 契約締結伺書の契約日欄や契約書欄に記入がない。
 - ・ 納品書は添付されているものの、契約締結伺書の納品確認欄に日付の記入、押印がない。また、納入検査日が記入されていない。
 - ・ 徴取された見積書に日付の記入がない。
 - ・ 徴取された見積書の日付が、契約締結伺書の起案日より後になっている。
- イ 備品について、標識の貼付されていないものがある。

(中島小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、納品書は添付されているものの、契約締結伺書の納品確認欄及び納入検査欄に日付の記入及び押印がないものがある。
- イ 修繕に係り徴取された見積書に押印がないものがある。

(大和小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

特になし。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書の見積徴取予定者及び契約締結伺書の納入者を誤記している。
 - ・ 伺兼依頼書の納入検査日を誤っている。

- ・徴取された見積書に日付の記入がない。

イ 土地の賃貸借契約書について、相手方に渡すべき契約書を渡さず保管している。

(垂見小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書の配当残額が誤記されている。
 - ・ 伺兼依頼書の納入確認欄に押印がない。
 - ・ 納品確認欄に未来日を記入し、確認印を押印している。
 - ・ 徴取された見積書に日付の記入がない。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(昭代中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書及び契約締結伺書と見積状況調書とで予定価格が相違している。
 - ・ 徴取した見積書に記名押印がない。

(三橋中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について、契約締結伺書の契約書欄の記入のないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや記入誤り、徴取された見積書に日付の記入がないものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

令和元年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

令和2年2月3日から令和2年2月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和元年12月31日まで(平成31年度分)

平成31年1月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 30 年度福岡県市町村地域生活支援事業費等補助金に係る調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。

(支出事務)

ア 平成 29 年度地域生活支援事業補助金返還金に係る支出負担行為書について、会計管理者の審査を受けていない。(前年度指摘事項)

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

ウ 平成 31 年 1 月 28 日に大牟田市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。

エ 平成 31 年度すみよか住宅改造助成事業の交付決定に係る起案文書に、決裁区分を誤っているものがある。

オ 平成 30 年度柳川市社会福祉協議会事業補助金について、補助金等交付規則第 15 条に規定されている補助事業実績調査報告書(様式第 8 号)が作成されていない。
(前年度指摘事項)

(契約事務)

ア 下記の契約に係る起案文書等について、決裁区分を誤っている。

- ・平成 31 年度障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借予定価格設定
- ・就学前の障害児発達支援の無償化に伴う福祉総合システム改修業務委託契約
- ・平成 31 年度柳川市高齢者等心配ごと相談事業委託予定価格設定及び契約締結
- ・令和元年度敬老会事業業務委託契約(有明校区、皿垣校区)

イ 下記について、200 万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)

- ・平成 31 年度柳川市プレミアム付商品券事業に伴うシステム改修等業務委託
- ・平成 31 年度柳川市介護予防・日常生活支援総合事業業務委託
(通所型サービス C、介護予防普及啓発事業)

ウ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。

- ・柳川市手話奉仕員・通訳者養成事業委託契約
- ・柳川市手話通訳者設置業務委託契約

エ 下記の契約について、契約締結日の施行日と契約日が相違している。(前年度指摘事項)

- ・平成 31 年度柳川市介護予防事業業務委託
- ・令和元年度柳川市ケアトランポリン健康教室事業業務委託

オ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約締結されていない。

- ・令和元年度柳川市ケアトランポリン健康教室事業業務委託
- ・平成 31 年度柳川市食の自立支援事業業務委託

カ 下記の契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。

- ・平成 31 年度柳川市障害者相談支援事業委託契約
- ・平成 31 年度障害福祉業務総合支援ソフト（オクトパス5）賃貸借契約
- ・平成 31 年度介護予防支援業務委託契約

キ 令和元年度柳川市ケアトランポリン健康教室事業業務委託について、契約時に提出する書類として委託仕様書に記載されている下記の書類について提出されていない。(前年度指摘事項)

- ・業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む）
- ・有資格者の資格証等の写し
- ・傷害保険契約書等の写し

【注意事項】

ア 旅行命令書に下記のものがある。

- ・復命欄の記入がない。
- ・特別承認事項等の内容が誤っている。

イ 起案文書に下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印押印者の押印がない。

ウ 公用車運転日誌に課長印の押印のないものがある。(前年度注意事項)

エ 物品購入に係る見積書について、伺兼依頼書の起案日より前に徴取されているもの

がある。

オ 平成 31 年度柳川市徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託について、契約書第 21 条第 2 項に規定する別紙の添付がない。

カ 在宅寝たきり高齢者介護手当支給について、決定通知書の日付が、決定に係る起案文書の決裁より前の日付になっている。

キ 補助事業実績調査報告書に課長の押印のないものがある。

ク 更生訓練費等の支給について、すでに廃止された要綱に規定する様式を使用している。

ケ 平成 30 年度に購入された備品について、財務規則第 138 条に規定する標識が付されていない。

(生活支援課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 31 年度の過年度分生活保護費返還金に係る調定決議書について、会計管理者へ通知されていないものがある。

(契約事務)

ア 生活保護医療扶助の診療報酬明細書等点検業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。

イ レセプトプラス利用契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

ウ 平成 31 年 4 月 1 日付の柳川市被保護者就労支援事業業務委託契約について、同年 10 月の消費税率の改定を見込んだ金額で契約書を作成したことにより、予定価格を超える金額での契約締結となっている。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 起案文書に、決裁日及び施行日の記入のないものがある。

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 平成30年度一時預かり事業費補助金交付決定に係る起案文書について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

ア 児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修業務委託について、契約締結日の施行日と契約書の日付が相違している。

【注意事項】

ア 起案文書の公印使用欄に、公印の名称が記入されていないものがある。

イ 物品購入に係り徴取された見積書に押印がないものがある。

ウ 下記の契約は施行令第167条の2第1項の随意契約としているが、見積書提出依頼の起案文書と契約締結の起案文書で該当号数が相違している。随意契約に際しては、契約の内容等から適正な該当号数を記載されたい。

- ・子供を守る地域ネットワーク事業委託契約
- ・学童保育所支援員等に対する胸部レントゲン検査業務委託契約
- ・こんには赤ちゃん事業委託契約
- ・ファミリー・サポートセンター運営業務委託

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 後期高齢者医療保険料令和元年8月更正による調定額変更(特徴)の調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。

(支出事務)

ア 職員が自家用車使用の承認を受けず、自家用車を使用して旅行しているものがある。
自家用車使用の旅については、柳川市職員の公務旅行での自家用車使用に関する取扱要領第4条第4項の規定により、その都度旅行命令権者の承認を受けられたい。

(契約事務)

ア 下記の伺兼依頼書に、随意契約の適用号数が記載されていない。

- ・母子保健手帳(予定価格84,348円)
- ・健康手帳(予定価格98,280円)
- ・妊婦健康診査補助券(予定価格59,850円)

イ 「予防接種と子どもの健康 2019年度版」購入に係る契約締結伺書が決裁されていない。

【注意事項】

ア 起案文書に、決裁日及び施行日の記入のないものがある。

イ 徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

ウ 専用紙(納付書等)印刷契約について、契約保証金を免除とされているが、根拠となる契約事務規則の条名が記載されていない。(前年度注意事項)

(総合保健福祉センター)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 起案文書の公印使用欄に、使用した公印の名称と取扱責任者及び押印者の押印がないものがある。

イ 徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

ウ 契約締結伺と契約書で契約保証金免除の適用号数が相違しているものがある。

エ 総合保健福祉センター利用（変更）許可・使用料減免申請書に下記のものがある。

- ・申請者欄が未記入のまま受付されている。
- ・決裁欄に決裁権者の押印がない。

オ 柳川総合保健福祉センター水の郷脱衣室床改修工事の完成検査調書の工事場所が誤記されている。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 和紙張り提灯（外用）及び盆提灯（室内用）の契約締結伺書について、検査員に任命された職員と異なる職員により納入検査が行われている。

(契約事務)

ア 柳河団地建替事業に伴う仮住居物件賃貸契約の駐車場利用契約について、契約は新社名で締結しているものの、契約書中相手方「甲」は旧社名となっている。

また、同書中「乙」名欄に記載がない。

(財産管理)

ア 平成 31 年 3 月 31 日付で起票された下記物品に係る物品出納・使用通知書が会計管理者に通知されないまま保管されている。

- ・ 橋本納骨堂提灯（屋内用）
- ・ 同 上 （屋外用）

【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・ 施行日の記入がない。（前年度注意事項）
- ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。

イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。（前年度注意事項）

ウ 旅行命令書に復命欄の記入のないものがある。

エ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・ 見積書依頼の有無欄に記入がない。
- ・ 1 者見積の理由の記入がない。
- ・ 伺兼依頼書に決裁日の記入がない。
- ・ 契約締結伺書の契約書欄に記入がない。
- ・ 決定単価や決定金額の記入がない。

オ 契約に係り徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

カ 柳河団地建替事業に伴う仮住居物件賃貸契約の更新同意書について、公印使用台帳に記載し市長印を押印しているものの、起案文書の公印使用欄は使用されていない。

公印の使用については、柳川市公印規則第 8 条第 1 項に「公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当該管理者又は取扱者に提示し、承認

を受けなければならない。」と規定されているとおりに取り扱われたい。

キ 中山地区水銀灯撤去工事について、下記のものがある。

- ・ 工事完成届及び引渡書の契約締結年月日と請書の日付が相違している。
- ・ 引渡書に請負業者の押印がない。

【要望・意見】

人権・同和対策室においては、所管する市営住宅の使用料及び住宅新築資金等貸付金について多額の未収金があるため、ここ数年の定期監査において債権回収に注力されるよう要望しているところであるが、現状、回収の進捗は見られず、取り組みも不十分であると言わざるを得ない。

未収金が高額になっていることや返還が長期に亘り滞っていること理由として、これまでの経緯について担当者間の引継ぎが的確に行われなかったこと等があるにしても、早急に対応していかなければ、未償還期間が延びるだけで全く回収されない恐れもあることから、職員間で対応策や取組み等を充分検討、協議し、回収に取り組まれない。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして事務の改善に取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

令和元年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、
農業委員会

3 監査の実施期間

令和2年3月2日から令和2年3月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年1月31日まで(平成31年度分)

平成31年2月1日から令和元年5月31日まで(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《産業経済部》

(農政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成31年3月経営所得対策等推進事業に係る職員時間外手当の調定決議書について会計管理者の押印がない。

また、令和元年12月13日起票の力強い水田農業確立事業(県単)返還金の調定決議書は会計管理者へ通知していない。

(支出事務)

ア 平成31年度柳川市農業振興対策事業費補助金(経営所得安定対策等推進事業)の支出負担行為書について会計管理者の押印がない。(前年度指摘事項)

イ 旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。

ウ 令和元年8月29日から30日の鹿児島県指宿市への旅行について、宿泊を伴う旅行であるが命令権者である副市長の命令を受けていない。

エ 市に事務局を置く財政援助団体の事務局職員が、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定に基づく市の命令を受けることなく旅行しているものがある。(前年度注意事項)

オ 下記の補助金について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。
・平成30年度柳川市農業振興対策事業費補助金(被災農業者向け経営体育成支援事業)
・令和元年度高性能農業機械導入支援事業補助金(変更分、矢ヶ部営農組合)

カ 令和元年度柳川市畜産振興会補助金について、財政課通知の「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」において必要とされている財政課合議が行われていない。

(契約事務)

ア 平成31年度のふれあい農園入園契約書について、「入園者」の氏名の記載のないものがある。

イ 木製パンフレットラックの購入に係る契約締結伺書について、検査員欄及び検査欄が決裁されていない。

ウ 令和元年度人・農地プラン図面作成業務委託契約について、契約書では契約の相手

方を「受託者」としているが、契約条項及び特記仕様書では「受注者」としている。

エ 家畜用防疫薬品購入（単価契約、8種類）について、予定価格調書の価格設定日が記入されていない。

また、予定価格表は封緘されているが、予定価格調書が封入された形跡はなく、開封もされていない。

【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・ 決裁日や施行日の記入がない。
- ・ 押印した公印の名称が記載されていない。

イ 公用車運転日誌について下記のものがある。

- ・ 使用時間の記入がない。
- ・ 記入のない行や取り消された行に課長の押印がされている。

ウ 伺兼依頼書について下記のものがある。

- ・ 決裁日の記入がない。
- ・ 随意契約の該当条項の記載が途中で切れているものや該当号数が記入されていないものがある。
- ・ 1者見積の理由の記入がない。
- ・ 見積書がFAXにより受信したもののみで、原本の添付がない。
- ・ 見積書を修正している。

エ 令和元年度柳川市農業振興対策事業（活力ある園芸産地育成事業）実施計画の承認及び同交付金の内示に係る起案文書の宛先が、事業実施主体と相違している。

オ 各種補助金等に係る交付申請書や実績報告書について、記載内容や添付書類に不備があるにもかかわらずそのまま受領されているものや訂正方法が適切でないものが見受けられるため、受領の際は内容を精査し、不備があるものについては訂正や補完を求めると適切に指導されたい。（前年度注意事項）

カ 市に事務局を置く財政援助団体について下記のものがある。（前年度注意事項）

- ・ 收受文書の回覧や起案文書の回議、決裁欄等が市の役職名で作成されている。
- ・ 起案文書や伝票に決裁日や施行日の記入がない。
- ・ 起案文書や伝票に決裁印の押印がない。
- ・ 支出伝票に添付された領収書に但し書きの記入がない。
- ・ 懇親会等の費用に係る支出伝票に参加者名簿の添付がない。

(水路課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

イ 令和元年 11 月 27 日に久留米市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。

(契約事務)

ア 筑後東部第 2 期土地改良区事務費補助金交付決定に係る起案文書について、補助金額が 200 万円以上であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長の合議を受けていない。

【注意事項】

ア 起案文書の公印使用欄に、公印の名称が記入されていないものがある。

イ 公用車運転日誌に課長印の押印のないものがある。(前年度注意事項)

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
- イ 職員の旅行について、旅行命令書の特別承認事項欄に自家用車を使用した旨を記入しているが、これに係る命令権者の承認印の押印がない。(前年度指摘事項)

(契約事務)

- ア ごみ焼却排熱を利用したはたき海苔の資源循環に係る事業可能性調査業務委託について、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。

【注意事項】

- ア 漁港漂着ごみ(混合廃棄物)処分業務委託契約に係る見積状況調書について、予定価格を誤記している。
- イ 起案文書に下記のものがある。
 - ・押印した公印の名称の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・公印押印者の押印がない。
 - ・決裁日や施行日の記入がない。
- ウ 物品購入事務について下記のものがある。
 - ・伺兼依頼書に決裁日の記入がない。
 - ・伺兼依頼書に決定金額の記入がない。
- エ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。
- オ 福岡県有明海漁業振興対策協議会会計について、請求印の押印のない請求書により支払っているものがある。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
- イ 平成 31 年 2 月 4 日に大牟田市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。
- ウ 柳川市新規創業者支援事業補助金交付申請書に、同交付要綱第 6 条第 5 号に規定する起業・創業セミナー等の修了証書の写しが添付されていない。
- エ 柳川市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書に、同交付要綱第 9 条第 4 号に規定する補助対象住宅に係る固定資産評価証明書が添付されていない。
- オ 地域おこし協力隊起業支援補助金について、同交付要綱第 3 条第 3 号に規定する資格要件に該当しない者に対し、補助金が交付されている。交付決定に当たっては、要綱に基づき適正に審査されたい。
- カ 地域特派員事業の謝礼支払に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

(契約事務)

- ア 契約に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用しているものがある。

(財産管理)

- ア 掲示板に係る行政財産使用について、規定された期間を超えて許可している。

【注意事項】

- ア 起案文書について、下記のものがある。
- ・ 施行日の記入がない。
 - ・ 公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
 - ・ 公印使用欄の取扱責任者の押印が、施行日に在籍しない職員により押印されている。
- イ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。

ウ 柳川市未来のために頑張る商店街応援事業補助金について、同交付要綱第7条第1項に規定する日までに提出されていないものがある。

エ 柳川市販路拡大支援事業補助金について、支出精算書に記載する事業費の項目欄を誤って記載しているものがある。

オ 柳川市住宅リフォーム助成事業補助金について、完了報告書の工事期間に誤りがあるものを受領し決裁を受けている。

カ 委託料の見積書に、仕様内容の記載がないものがある。

(観光課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 平成 30 年度分農作物減収補償に係る支出負担行為書について、会計管理者の審査を受けていないものがある。

- イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

- ウ 旅行命令書に命令権者の押印のないものがある。

- エ 職員等の旅費について、支給額を誤っているものがある。(前年度指摘事項)

(契約事務)

- ア 柳川市温泉管理業務委託契約について、設定された予定価格を超えた金額で契約締結している。

- イ 柳川むつごろうランド本館内修繕業務について、契約書の受注者名が誤っている。

- ウ 柳川むつごろうランド周辺の植木剪定・除草業務委託について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

- エ 柳川市小規模休憩施設管理業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく、契約保証金を免除している。

- オ 建物賃貸借契約書（西鉄柳川駅前からたち名店街店舗）について、契約書第 3 条に規定する別紙の添付がない。

- カ 外国語版リーフレット印刷に係る契約締結伺書について、検査員欄及び検査欄が決裁されていないものがある。

- キ マルチプレイヤー育成事業に係る農業用消耗品の購入について、見積書を徴取していないが、予定価格が 3 万円を超えているため見積書の徴取を省略することはできない。

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。(前年度注意事項)

- イ 起案文書に下記のものがある。(前年度注意事項)
- ・ 決裁日や施行日の記入がない。
 - ・ 公印押印者の押印がない。
- ウ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。(前年度注意事項)
- エ 見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- オ 物品購入事務について下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書に随意契約の適用号数の記入がない。
 - ・ 契約締結伺書の予定金額を誤記している。
 - ・ 契約締結伺書の起案日が見積書の日付より前となっている。
 - ・ 見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前となっている。
 - ・ 見積書に押印がない。
- カ 柳川むつごろうランドリネン賃貸借に係る見積状況調書について、契約金額を誤記している。
- キ 水郷柳川旅物語企画会議会計について、支出命令書に決裁権者の押印のないものがある。
- ク おもてなし柳川市民会議会計について、前年度繰越金に係る平成 31 年度の収入命令書を、誤った金額で作成している。
- ケ 柳川 outing 実行委員会会計について、請求印の押印のない請求書により支払っているものがある。

《農業委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 平成 31 年度会議録作成事務委託について、契約締結に係る起案文書は平成 31 年 4 月 8 日に決裁されているが、決裁日以前の同月 5 日付で契約の相手方へ決定通知を送付している。

【注意事項】

ア 現金領収書の未使用分に、出納員名を記入しているものや押印しているものがある。また、連番の途中の番号が抜けているものがある。

イ 物品購入事務に係る伺兼依頼書について、随意契約の該当条項の記載が途中で切れているものがある。

ウ 平成 31 年度会議録作成事務委託の見積書に、見積徴取依頼から提出期限までの期間ではない日付のものがある。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、以前から指摘又は注意している事項について改善されていないものが多数見受けられることは、職員の事務改善に対する姿勢やチェック体制について問題があると言わざるを得ない。
再度、職員間で事務処理上の問題点を抽出するとともに課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、根本的な事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。

- ウ 産業経済部においては財政援助団体の事務局が多数存在しているが、その会計処理及び事務処理については様々な問題が見受けられることから、市の事務同様適正な取り扱いを行われたい。

柳川市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年5月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

令和元年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

3 監査の実施期間

令和2年4月1日から令和2年4月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年2月29日(平成31年度分)

平成31年3月1日から令和元年5月31日(平成30年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
三小田 一美（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪議会事務局≫

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア FAXの賃貸借契約について、契約期間は単年度になっているものの契約解除条項が付記されているため、契約解除条項は削除されたい。

イ 伺兼依頼書中、契約の方法に係る記載について、随意契約の適用号数の記入漏れや記入誤りがある。

≪消防本部≫

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の行政財産使用料について、納入通知書の納入期限が誤っている。
- ・西日本電信電話(株) (電話柱)
 - ・九州電力(株)大牟田営業所 (電柱)

(契約事務)

- ア 冷暖房保守管理業務委託について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- イ 予防業務用に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書について、係長により代決されているが、事務決裁規程第6条第2項の規定により代決できないため、同規程第4条第2項の規定に則り直近上位の職にある者から決裁を受けられたい。
- ウ 活動服等及び防火衣等について、単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌に課長印の押印のないものがある。
- イ 起案文書について、決裁日や施行日の記入のないものがある。
- ウ 物品購入に係る見積書について、FAXにより受信し原本を徴取していないものがある。
- エ 伺兼依頼書や契約締結伺書について、下記のものがある。
- ・見積書の日付が伺兼依頼書の起案日、決裁日より前となっている。
 - ・納品確認欄、審査・検査欄が空欄になっている。
- オ 電話交換設備保守点検業務委託について、見積依頼書及び見積書に消費税に関する記載がない。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記により算定を誤っているものがある。(前年度指摘事項)

- ・申請書の使用時間を見誤っている。
- ・1時間当たりの使用料あるいは時間区分ごとの使用料を誤っている。
- ・時間区分がまたがっているものについて、一部しか算定していない。
- ・使用日数が数日にわたるものについて、一部しか算定に含めていない。

イ 令和2年1月8日使用の旧戸島家住宅の使用許可について、起案文書に決裁日が記入されているが、決裁者である課長の押印がない。

(支出事務)

ア 消費税率引き上げに伴うコミュニティセンター消防用設備保守点検業務委託(城内他8館)の変更契約を令和元年10月1日付で締結しているにもかかわらず、支出負担行為変更書を同年12月5日に起票している。支出負担行為書(変更書)は財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。

イ 三橋生涯学習センター機械警備業務委託料に係る支出負担行為変更書について、会計管理者の確認を受けていない。

ウ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

エ 令和2年2月5日から7日の東京への旅行について、予算残額が不足しているにもかかわらず旅行命令書に記載し旅行命令を受けている。旅行命令については、柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項の規定により、予算残額を確認のうえ取り扱われたい。

オ 令和2年2月12日の久留米市への旅行については、自家用車使用の承認を受けているものの車賃が支払われていない。

カ 平成30年度定期刊行物代について支払われていなかったことから、財務規則第61条により市長決裁を受け過年度支出しているが、同規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。

- ・ 第 32 回柳川市総合美術展展示会場設営及び撤去業務委託
- ・ 平成 31 年度埋蔵文化財発掘調査に伴う労働者派遣個別契約

イ 旧綿貫家住宅植木剪定業務委託契約について、契約金額より実績報告の金額が安価となっているが、契約金額の減額に係る起案が行われていない。契約金額が 10 万円以下のため、当初から契約書及び請書を省略しているが、契約金額の変更については相手方と合意していることを起案文書により記載しておかれない。

ウ 平成 31 年度柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約としているが、予定価格、契約金額が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

エ 柳川市体育施設及び生涯学習センター清掃業務委託契約について、令和元年 10 月 1 日に契約内容変更契約を締結しているが、契約書中原契約の締結日平成 30 年 4 月 1 日を平成 31 年 4 月 1 日と誤記している。

オ 雲龍の郷清掃管理業務委託契約について、平成 31 年 4 月 1 日付で締結している契約書に添付されている見積書は同月 23 日付となっており、日付に整合性がない。

カ 平成 31 年度大和生涯学習センター冷暖房設備保守管理業務委託契約について、予定価格を超える金額で契約している。

キ 下記の契約については、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・ 平成 31 年度柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託
- ・ 平成 31 年度大和生涯学習センター冷暖房設備保守管理業務委託

ク 下記の契約書において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。

- ・ 旧戸島家住宅の管理業務等委託契約書
- ・ 委託契約書（就業改善センターエレベーター保守点検業務）
- ・ 業務委託契約書（昇降機保守点検、柳河ふれあいセンターほか 5 館）
- ・ GHP 定期点検契約書（蒲池農村環境改善センターガスヒートポンプエアコン）

ケ 垂見小学校グラウンド防球ネット新設工事の起工伺について、決裁区分を副市長と
しているものの教育長により決裁されている。

コ 蒲池農村環境改善センター駐輪場設置工事については、仕様書以外の工事が施行さ
れており不適切である。また、その工事の完成にあたっては、出来高等を適切に管理
されたい。

(財産管理)

ア 就業改善センターの郵便切手・ハガキ使用簿について、市ではない別の会計への受
け入れ分が記載されている。

【注意事項】

ア 現金領収書に下記のものがある。

- ・未使用分に出納員の記名や押印がある。(前年度注意事項)
- ・年度や連続番号の記入がない。(前年度注意事項)
- ・連続番号が重複している。

イ 旅行命令書に下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・復命欄への記入がない。
- ・旅費の訂正に訂正印の押印がない。

ウ 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・使用年月日を誤っている。
- ・使用時間、走行距離の記入がない。
- ・課長の押印のないページがある。

エ 起案文書や起工伺等に決裁日や施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)

オ 物品購入事務について下記のものがある。

- ・見積書徴取欄に記入がない。(前年度注意事項)
- ・決裁日の記入がない。
- ・配当残額の記入がない。
- ・随意契約の該当号数の記入がない。
- ・消費税率を誤っている。
- ・決定単価や金額の記入がない。
- ・見積書の日付が、契約締結伺書の起案日より後の日付になっている。

カ 遺跡発掘調査に係る消耗品購入の伺兼依頼書の配当残額について、財務規則第 169
条で使用禁止とされている鉛筆により訂正されているものがある。

キ 公用車の車検に係る整備料の予算流用申請書に添付された概算見積書の日付が平成29年6月16日となっている。

ク 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書について、下記のものがある。

- ・申請日や利用施設名、使用目的、減免申請理由等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。（前年度指摘事項）
- ・市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れや記入誤り、鉛筆による記入がある。（前年度指摘事項）
- ・使用料が減免されているが、減免申請書の添付がない。
- ・減免号数や減免率が誤っている。

ケ 下記施設の使用料減免申請書に、現存しない条例名が記載されている。

- ・柳河ふれあいセンター
- ・矢留うぶすな館
- ・有明まほろばセンター
- ・蒲池農村環境改善センター

コ 柳川古文書館小荷物専用昇降機総合点検業務の見積徴取依頼書の日付が、提出期限より後の日付になっている。

サ 寿大学「移動学習」バス借上げにあたり徴取した見積書の日付が、見積書提出依頼の日付より前となっているものがある。

シ 契約にあたり徴取した見積書に日付の記載のないものがある。（前年度注意事項）

ス 下記業務委託の見積状況調書について記入のない欄がある。

- ・第32回柳川市総合美術展展示会場設営及び撤去
（見積決定者、契約金額、見積金額、順位）
- ・富安道義関係史料移送
（見積決定者、契約金額、見積金額、決定理由の決定者）

また、令和元年度柳川古文書館植木剪定・処分業務については、契約件名を誤記している。

セ 下記業務委託について、次年度の予算議決前に見積依頼している。

- ・柳川市体育施設管理業務（大和B&G海洋センター・雲龍の郷）
- ・柳川市体育施設管理業務（市民体育館夜間管理ほか6件）
- ・三橋テニスコート便所清掃
- ・柳川市体育施設警備業務（市民体育館・弓道場・市民武道場）

ソ 柳川市民文化会館開館準備支援業務委託の令和元年5月分業務報告書について、決裁権者の押印がない。

タ 第71回九州地区地域婦人大会（福岡大会）事業補助金について、補助事業実績報告書の調査実施年月日を誤っている。

チ 補助金等交付申請書に添付された予算書について、前年度繰越金の額が実績報告の収支決算と相違しているものがある。審査にあたっては十分に内容を確認し、適切に指導されたい。

ツ 三橋生涯学習センター管理棟空調維持補修工事の工事写真帳の日付が工期前となっている。

テ 支出負担行為書及び変更書に課長の原本証明を付しているものがある。原本証明は添付書類に付されたい。

ト 生涯学習課に事務局が置かれている実行委員会の会計処理について、下記のものがある。

(1) おもてなしマラソン大会実行委員会

・請求書に日付の記入がない。

(2) 園田兄弟杯少年柔道大会実行委員会

・支出の戻入が、収入として処理されている。また、そのうち1件は支出伝票を作成していない。

・支出科目を誤っている。

・支出伝票に添付された領収書に宛名の記入がない。

(3) 市民文化会館開館準備実行委員会

・予算の裏付けもなく物品を購入し、立替払いしている。

・支出伝票の予算現額欄に予算残額を記入している。

【要望・意見】

ア 生涯学習課所管の施設の管理については外部委託されているが、徴収・減免を問わず使用料の算定に誤りが見受けられる。使用料は貴重な市の収入であり、施設運営に要する費用の一部であることから、その処理にあたっては、許可の際に誤りがないか再確認することはもちろんのこと複数での確認、また職員により随時指導を行う等、適正かつ正確な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務については、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、適用号数が誤っているもの、単価契約において予定総額の記載されていないもの等、依然として適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、関係法令や契約事務規則を遵守することはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

また、契約書の内容を確認しないまま契約締結しているものも散見されるため、契約内容を充分吟味し、適切な契約を行われたい。

≪監査委員事務局≫

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。